



学習会のご案内

改正・施行された

特定商取引法・割賦販売法について

～私たち消費者が役立てたいことは？～

12月1日より改正特定商取引法と割賦販売法が施行され、具体的適用が始まりました。悪質事業者による訪問販売通信販売を取り締まる特定商取引法（特商法）とクレジット契約を規制する割賦販売法（割販法）は、不公正な勧誘行為の取り締まり強化と消費者保護を目指して、昨年6月に改正されました。

悪質事業者による被害が後をたたない中、改正・施行された2つの法律について私たち消費者もしっかり改正点をつかみ、被害防止に役立てていきましょう！

記

日時 : 1月18日(月) 13:30～15:30
場所 : 全国婦人会館 2階 会議室
 東京都渋谷区渋谷1丁目17-7
 03-3407-4301

講師 : 消費者庁取引・物価対策課
 課長補佐 山村 直弘氏
 経済産業省商務情報政策局商務流通グループ
 取引信用課 担当官

参加費 : 無料

問い合わせ・申込み先 : 東京消費者団体連絡センター
TEL : 03-3383-7991 **FAX**: 03-3383-7840

<会場地図>



<アクセス>

渋谷駅（宮益坂口）から6～分
 宮益坂下交差点から明治通り沿いに
 原宿方向に進み、二つ目の角を右に曲
 がって80m先にあります。

<申込み欄>

所属団体名 _____

*団体名は個人の場合は不要です。記載事項は本目的以外は使用しません。

お名前	お名前